

あだち 広報

発行/東京都足立区 千120 足立区千住一丁目4-18 ☎(882)1111 編集/保険児童部国民年金課

足立区の 昭和60年9月1日現在

- 人口 630,007人
- 拠出年金被保険者数 134,079人
- 拠出年金受給権者数 31,281人
- 福祉年金受給権者数 10,458人

東京都足立区役所
千120 東京都足立区千住一丁目4番18号



年金制度が61年4月1日より改正されます。

今回の年金制度改正の目的は本格的な高齢化社会の到来に備え、公的年金制度を長期にわたり、健全で安定的に運営していくための基盤を確保することにあります。

改正の柱は次のようになります。

①公的年金制度体系を再編成して各制度に共通する基礎年金を導入する。

- 老齢基礎年金 ●障害基礎年金 ●遺族基礎年金

②将来にわたって、給付と負担のバランスが保てるよう年金額と保険料が適正なものになります。

③サラリーマンの妻も全て国民年金に加入することになりますので、障害の状態となったときや離婚したときなどにも基礎年金が受けられることとなります。

④国民年金に加入する20歳前の傷病による障害についても障害基礎年金が受けられることとなります。

※共済組合加入者と、その人に扶養されている配偶者については現在、国会で共済組合法改正法案が継続審議となっています。

※年金制度の改正の概要について、区民の皆さんに正しく知っていただくために、この特集をお届けします。

国民年金についてのお問い合わせは

(882)1111 足立区役所
保険児童部国民年金課

- 加入手続……………適用係 内線 385～388
- 保険料の納付相談……………検認係 内線 396～399
- 保険料の免除申請・口座振替……………記録係 内線 394～395
- 年金請求の手続……………給付係 内線 392～393

1人で悩むよりお気軽に

年金相談

- 毎月第1水曜日●時間：午前10時～午後3時30分
- 場所：区役所国民年金課(2階ホール)

国民年金法が改正される。 (施行は61年4月から)

あなたの加入する年金制度は

61年4月1日から実施される新国民年金では、今までの国民年金に加入している人に加えて、厚生年金の加入者とその配偶者も強制加入となります。

年齢	職	現行	改正後(61年4月以降)
20歳	自営業者・自由業者・農業従事者	国民年金	国民年金 第1号被保険者
20歳	サラリーマン・船員	厚生年金保険(強制加入)	国民年金 第2号被保険者
20歳	サラリーマンの配偶者(任意加入)	国民年金	国民年金 第3号被保険者
20歳	専業主婦(任意加入)・学生・専従(任意加入)・学生・専従(任意加入)	国民年金(任意加入)	国民年金(任意加入)
20歳	学生・専従(任意加入)	国民年金(任意加入)	国民年金(任意加入)
20歳	日本に居る外国人	国民年金(任意加入)	国民年金(任意加入)

国民年金の保険料は

国民年金は、20歳から60歳まで保険料を納めることになっています。老齢基礎年金を受給するためには、この間に25年以上保険料が納められていることが必要です。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
自営業者・自由業者・農業従事者・遺族年金受給者・障害年金受給者(遺族・年金の受給者)と配偶者・学生・海外に滞在している日本人	サラリーマンと配偶者(厚生年金保険加入者)	サラリーマンと配偶者(任意加入)
保険料を納める方法は変わりません。 [区から送付される納付書で金融機関などに納めます。] (1ヶ月、800円(59年度価格))	保険料を納める必要はありません。 [給料から差し引かれる厚生年金保険の保険料に含まれます。]	保険料を納める必要はありません。 [区から送付される納付書で金融機関などに納めます。] (1ヶ月、800円(59年度価格))

老齢基礎年金

老齢基礎年金は、25年以上保険料を納めた(保険料免除期間を含む)人が、65歳に達したとき支給されます。ただし、昭和5年4月1日以前に生まれた人は、25年の資格期間が24年～21年に短縮されます。(表1)

- 年金額
 - ①60歳から60歳まで40年間納めた場合60万円(月額5万円)です。納めた期間が40年未満の場合は、その期間に応じて年金額が減額されます。
 - ②昭和16年4月1日以前に生まれた人は、昭和16年4月以降60歳になるまで(加入可能年数)について、すべて保険料納付がある場合は60万円(月額5万円)の老齢基礎年金が支給されます。
- ③61年4月に60歳以上(大正15年4月1日以前に生まれた人)の人や、現在、老齢年金を受けている人は、現行制度から年金を受けることになります。

サラリーマンの妻の振替加算額 (試算・昭和59年度価格)

生年月日	施行日の年齢	加算額
大正15年4月2日-昭和2年4月1日	(59歳)	180,000円
昭和2年4月2日-昭和3年4月1日	(58歳)	175,000円
昭和3年4月2日-昭和4年4月1日	(57歳)	170,500円
昭和4年4月2日-昭和5年4月1日	(56歳)	165,600円
昭和5年4月2日-昭和6年4月1日	(55歳)	160,700円
昭和6年4月2日-昭和7年4月1日	(54歳)	156,100円
昭和7年4月2日-昭和8年4月1日	(53歳)	151,200円
昭和8年4月2日-昭和9年4月1日	(52歳)	146,300円
昭和9年4月2日-昭和10年4月1日	(51歳)	141,700円
昭和10年4月2日-昭和11年4月1日	(50歳)	136,800円
昭和11年4月2日-昭和12年4月1日	(49歳)	131,900円
昭和12年4月2日-昭和13年4月1日	(48歳)	127,300円
昭和13年4月2日-昭和14年4月1日	(47歳)	122,400円
昭和14年4月2日-昭和15年4月1日	(46歳)	117,500円
昭和15年4月2日-昭和16年4月1日	(45歳)	112,900円
昭和16年4月2日-昭和17年4月1日	(44歳)	108,000円
昭和17年4月2日-昭和18年4月1日	(43歳)	103,100円
昭和18年4月2日-昭和19年4月1日	(42歳)	98,500円
昭和19年4月2日-昭和20年4月1日	(41歳)	93,600円
昭和20年4月2日-昭和21年4月1日	(40歳)	88,700円
昭和21年4月2日-昭和22年4月1日	(39歳)	84,100円
昭和22年4月2日-昭和23年4月1日	(38歳)	79,200円
昭和23年4月2日-昭和24年4月1日	(37歳)	74,300円
昭和24年4月2日-昭和25年4月1日	(36歳)	69,700円
昭和25年4月2日-昭和26年4月1日	(35歳)	64,800円
昭和26年4月2日-昭和27年4月1日	(34歳)	59,900円
昭和27年4月2日-昭和28年4月1日	(33歳)	55,300円
昭和28年4月2日-昭和29年4月1日	(32歳)	50,400円
昭和29年4月2日-昭和30年4月1日	(31歳)	45,500円
昭和30年4月2日-昭和31年4月1日	(30歳)	40,900円
昭和31年4月2日-昭和32年4月1日	(29歳)	36,000円
昭和32年4月2日-昭和33年4月1日	(28歳)	31,100円
昭和33年4月2日-昭和34年4月1日	(27歳)	26,500円
昭和34年4月2日-昭和35年4月1日	(26歳)	21,600円
昭和35年4月2日-昭和36年4月1日	(25歳)	16,700円
昭和36年4月2日-昭和37年4月1日	(24歳)	12,100円
昭和37年4月2日-昭和38年4月1日	(23歳)	12,100円
昭和38年4月2日-昭和39年4月1日	(22歳)	12,100円
昭和39年4月2日-昭和40年4月1日	(21歳)	12,100円
昭和40年4月2日-昭和41年4月1日	(20歳)	12,100円

昭和61年4月以前の加入期間はどうか

●国民年金の加入期間
今までの保険料を納めた期間は、昭和61年4月以降の保険料納付済期間と合わせて、老齢基礎年金の額が計算されます。



●厚生年金保険・船員保険の加入期間

昭和36年4月以降の加入期間については、昭和61年4月以降の保険料納付済期間と合わせて、老齢基礎年金の額が計算されます。また、同時に老齢厚生年金の額の計算の対象にもなります。ただし、脱退手当金の支給を受けた期間は、年金額の計算の対象にはなりません。

過去に厚生年金保険の加入期間がある場合



夫婦で受けとる年金

夫	妻	結果
サラリーマン	専業主婦	夫: 老齢基礎年金 妻: 老齢基礎年金 + 老齢厚生年金
サラリーマン	専業主婦(任意加入)	夫: 老齢基礎年金 妻: 老齢基礎年金 + 老齢厚生年金 (任意加入)
自営業者	専業主婦	夫: 老齢基礎年金 妻: 老齢基礎年金

●サラリーマンの妻さんの年金額の計算例

①国民年金に加入していない場合

未加入	加入
228	18

年金額 = 50,000円 × $\frac{216}{480}$ + 7,800円(振替加算) = 30,300円(月額)

②国民年金に加入したことがある場合

未加入	加入	(新)国民年金加入
7	61	18

年金額 = 50,000円 × $\frac{84}{480}$ + $\frac{132}{480}$ × 216 + 7,800円(振替加算) = 52,800円(月額)

老齢厚生年金

●60歳から65歳になるまでの退職者
老齢基礎年金を受けるのに必要な資格期間を満たして60歳以上で会社を退職している人は、65歳になるまで老齢厚生年金の特別支給が受けられます。

障害厚生年金

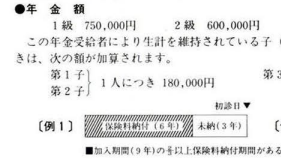
障害厚生年金は、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病で、障害基礎年金に該当する障害(2級)が生じたときに支給されます。また、障害基礎年金に該当しない程度の障害でも、厚生年金保険の障害等級表に該当するときは、独自の障害厚生年金(3級)または障害手当金(一時金)が支給されます。

(年金額)
 1級 障害厚生年金月額 × 1.5 × 1,000 × 被保険者期間の月数 + 25 × 加給年金額
 2級 障害厚生年金月額 × 1.2 × 1,000 × 被保険者期間の月数 + 加給年金額
 3級 障害厚生年金月額 × 0.75 × 1,000 × 被保険者期間の月数 × 2.0
 ※ 被保険者期間の月数が300に満たないときは300とする。
 ※ 3級障害厚生年金の年金額は450,000円(月額37,500円、60歳59年度価格)に満たないときは、450,000円とする。
 ※ 障害手当金の額は300,000円(昭和59年度価格)に満たないときは300,000円とする。

障害基礎年金

障害基礎年金は、国民年金に加入中重度の障害者になった場合や、20歳前の障害で障害者になった場合(20歳から)に支給されます。現在、障害年金を受けている人は、年金額が障害基礎年金と同様に引き上げられます。また、障害厚生年金を受けている人は、障害基礎年金を受けられることになります。ただし、障害厚生年金を受けていた人、20歳前の障害で障害基礎年金を受けるようになった人は、一定の額をこえる所得があると、支給が停止されます。

- 年金受給の要件
 - ①初診日前に加入期間の5年以上の保険料納付済期間(免除期間を含む)が必要。
 - ②昭和71年4月1日以前に初診日がある場合は、特例として初診日前の1年間に保険料滞納期間がなければ支給できます。
- 年金額
 - 1級 750,000円 2級 600,000円



遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金の被保険者または老齢基礎年金を受ける資格期間を満たした人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた子のある妻、または子(18歳未満が20歳未満の障害者)に支給されます。遺族が子のない妻の場合は支給されません。

- 年金受給の要件
 - ①死亡日に加入期間の5年以上の保険料納付済期間(免除期間を含む)が必要。
 - ②死亡したご主人が老齢基礎年金を受けられた資格期間があることが必要。
 - ③昭和71年4月1日以前に死亡した場合は、死亡前1年間に保険料滞納期間がなければ支給できます。

現在、国民年金の母子・準母子年金、遺児年金を受けている人の年金は61年4月以降もそのまま引き継いで受けられます。この場合、年金額は遺族基礎年金と同様に引き上げられます。また、母子・準母子福祉年金を受けている人は、61年4月から遺族基礎年金に引き継がれます。ただし、ある一定以上の所得がある場合は、支給が停止されます。

妻に支給される遺族基礎年金の額(昭和59年度価格)

妻が1人の子と	妻が2人の子と	妻が3人の子と
600,000円	600,000円	600,000円
420,000円	360,000円	420,000円
180,000円	180,000円	180,000円

子に支給される遺族基礎年金の額(昭和59年度価格)

妻が1人の子と	妻が2人の子と	妻が3人の子と
600,000円	600,000円	600,000円
420,000円	360,000円	420,000円
180,000円	180,000円	180,000円

自営業者等第1号被保険者への独自の給付

●付加年金
定額の保険料に月額400円の保険料を上乗せして納めると、1ヶ月当たり200円で計算した額が老齢基礎年金に加算されます。現在、サラリーマンの奥さんで、付加保険料を納めている人は、昭和61年4月以降は納めることができなくなりました。ただし、過去に付加保険料を納めた分は、老齢基礎年金に加算されます。

●寡婦年金
第1号被保険者として、夫が25年以上保険料を納めて(免除期間を含む)死亡した場合、妻に60歳から65歳までの間支給されます。ただし、死亡した夫が障害基礎年金や老齢基礎年金を受けていた場合は支給されません。年金額は、夫がもらっていた分は、老齢基礎年金の半額です。

●死亡一時金
第1号被保険者として、3年以上保険料を納めた人が老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けていないで死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。

保険料納付済期間	現行	改正後
3年以上20年未満	23,000円	
20年以上25年未満	36,000円	100,000円
25年以上30年未満	60,000円	126,500円
30年以上35年未満	160,000円	
35年以上40年未満	52,000円	200,000円

サラリーマンの奥さんは必ず手続きしましょう。

厚生年金保険の被保険者の配偶者(サラリーマンの妻)であれば、個別に保険料を納めなくても年金がもらえるようになります。ただ、厚生年金保険の被保険者の配偶者であっても、年収が一定の額を超えた場合には、被扶養配偶者となりませんので、自営業者と同様に個別に保険料を納めていただきます。

第3号被保険者に相当する人は、個別の保険料の納付はいらなくなりますが、なにもしなくてもよいかというとそうではありません。その人の将来の年金を正確に支給するためには、第1号被保険者(自営業者等)の人々と同様に第3号被保険者となったとき、第3号被保険者でなくなったとき等、その都度、正確な届出をしていただく必要があります。

現在、任意加入している人は、10月下旬から11月中旬頃、社会保険庁から任意加入被保険者あてに届出の案内及び手続きに必要な書類を同封して郵送しますので、必ず昭和61年1月31日まで国民年金課に提出してください。対象者が多いので、窓口の混雑を避けるためできるだけ郵送にご協力ください。

また、現在、任意加入していない人は、昭和61年4月以降に加入の手続きをしていただくことになっています。

期間不足の人は必ず加入を

60歳になって資格期間(25年)が足りない人でも今回の改正で、65歳まで納付することができるようになりますので、不足期間が5年以下の方は加入することにより年金がもらえるようになります。

また、60歳までの間に資格期間(25年)を満たした人でも、納付期間が40年以内であれば、60歳を越えても任意加入して年金額をふやすことができます。

国民年金保険料の免除期間追納のおすすめ

保険料を免除していた期間を納めたい人は、10年以内であれば、その当時の保険料額で納められます。

ただし、61年4月以降は、当時の保険料額に政令で定める額が加算されますので、61年3月までに納めた方がお得です。

年金額が増額されました

拠出年金

昭和60年5月から

老齢年金 年金額(納付月数+免除月数× $\frac{1}{3}$)×1,680円×1.183(物価スライド率) 昭和5年4月1日以前に生まれた人は

650円×(300-被保険者期間)× $\frac{\text{納付月数}+\text{免除月数} \times \frac{1}{3}}{\text{被保険者期間}}$ ×1.183を加算

10年年金 年額 376,900円 月額 31,408円

5年年金 年額 320,800円 月額 26,733円

障害年金 1級 年額 741,800円 月額 61,816円

2級 年額 593,400円 月額 49,450円

母子年金 子1人年額 773,400円 月額 64,450円

子2人年額 833,400円 月額 69,450円

寡婦年金、遺児年金、準母子年金も増額改定されました。

福祉年金

昭和60年6月から

老齢福祉年金

(明治44年4月1日以前に生まれた方)

年額 318,000円(月額26,500円)

所得制限による一部停止

年額 285,600円(月額23,800円)

障害福祉年金

(20歳前から障害の状態にある方等)

1級 年額477,600円(月額39,800円)

2級 年額318,000円(月額26,500円)

福祉年金は全国国庫負担により支払われるため、所得による制限と公的年金受給による制限があります。

所得による制限(福祉年金)

扶養親族の数	0人	1人	2人	3人	4人	以上1人ふえることの加算額	
本人所得	老齢福祉	1,302,000	1,632,000	1,962,000	2,292,000	2,622,000	330,000
	障害福祉	1,948,000	2,278,000	2,608,000	2,938,000	3,268,000	330,000
配偶者・扶養義務者の所得	老齢福祉 一部停止	3,284,000	3,533,000	3,746,000	3,959,000	4,172,000	213,000
	老齢福祉 全部停止	5,768,000	6,017,000	6,230,000	6,443,000	6,656,000	213,000
	障害福祉	5,768,000	6,017,000	6,230,000	6,443,000	6,656,000	213,000

公的年金受給による制限(福祉年金)

受けている年金	公的年金の種類	制限額
一般の公的年金	厚生年金、共済組合の老齢年金、遺族年金、普通恩給、普通扶助料など	532,000円まで支給されます。
戦争による公的年金	公務扶助料、増加恩給、障害年金、遺族年金など	旧軍人、軍属の階級が大尉まで支給されます。

厚生年金のことは 足立社会保険事務所

所在地 〒120 足立区綾瀬2丁目17番9号 電話 (604) 0111

社会保険事務所では、厚生年金及び国民年金について社会保険庁とのオンラインシステムにより個別・具体的な年金相談に応じています。

相談内容

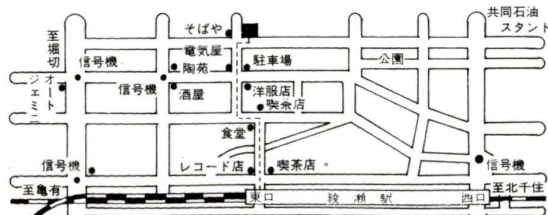
○45歳以上の方の厚生年金保険の加入期間および年金見込額

○現在年金を受けている方の記録および支払額

相談時間 午前9時15分～午後4時30分(土曜日は11:30まで)

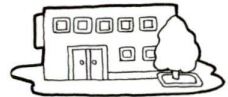
相談は、ご本人が直接年金手帳や年金証書を持って、社会保険事務所へおいでください。

しかし、やむを得ない事情により代理の方がおいでになるときは、本人の署名押印入りの依頼状をお持ちください。



保険料積立金の還元融資

国民年金保険料は、年金支払いのための財源として積立てられるほか、地方公共団体に長期低利で融資され、児童館、老人館、プールなどの福祉施設建設に役立てられています。



国民年金ことぶき友の会

老齢年金・通算老齢年金を受けていらっしゃる方々のための集まりです。あなたの入会をお待ちしております。

ことぶき友の会では、安い費用で会員の親睦旅行を行うほか、各種のレクリエーションなどのいろいろな行事を行います。

●くわしくは ことぶき友の会事務局へ
千代田区丸の内3-8-1 電話 (211) 1905